

4-3 基準額表

① 3～5歳児クラス(満3歳児クラス含む)の利用者負担額(保育料)：月額

利用者負担額(月額)	0円
-------------------	----

※通園バス代、制服代、給食費、教材費等は、無償化の対象外となり、保護者の負担となります。保護者負担の費用については、各施設にお問合せください。

② 0～2歳クラスの利用者負担額(保育料)：月額 (単位：円)

階層区分	階層定義		第1子		きょうだい カウント	第2子		第3子以降	
	市民税額等		利用者負担額(保育料)			利用者負担額(保育料)		利用者負担額(保育料)	
			保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0	制限なし	0	0	年齢・保育必要量・階層にかかわらず無料	
2	市民税非課税世帯		0	0		0	0		
3	市民税均等割のみ課税世帯		10,000	9,000		5,000	4,500		
	ひとり親等世帯		0	0		0	0		
4	48,600円未満の世帯		14,000	13,000		7,000	6,500		
	ひとり親等世帯		7,000	6,000		0	0		
5	48,600円以上 63,000円未満		20,000	19,000		10,000	9,500		
	ひとり親等世帯		8,000	7,000		0	0		
6	63,000円以上 77,101円未満		26,000	25,000		13,000	12,500		
	ひとり親等世帯		8,000	7,000		0	0		
7	77,101円以上 97,000円未満		28,000	27,000		14,000	13,500		
8	97,000円以上 136,000円未満		36,000	35,000		18,000	17,500		
9	136,000円以上 169,000円以上		42,000	41,000		21,000	20,500		
10	169,000円以上 235,000円未満		52,000	51,000	26,000	25,500			
11	235,000円以上 301,000円未満		54,000	53,000	27,000	26,500			
12	301,000円以上 397,000円未満		56,000	55,000	28,000	27,500			
13	397,000円以上		58,000	57,000	29,000	28,500			

■ 利用者負担金は4月1日現在の年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になっても無償化の対象にはなりません。

※市民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第2子のカウント方法について
 兄・姉が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業)・企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、第2子の基準額で算定します。該当しない場合、第1子の基準額で算定します。ただし、同一世帯で特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、利用者負担金の軽減のためには、**在園証明書**の提出が必要です。